

単純逃走罪及び加重逃走罪の 主体・被拘禁者奪取罪等の客体

単純逃走罪及び加重逃走罪の主体・被拘禁者奪取罪等の客体

現行刑法の規定 対象者	単純逃走罪(97条)	加重逃走罪(98条)	被拘禁者奪取罪(99条)等
	裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者	前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者	法令により拘禁された者
確定判決又は勾留状の執行により刑事施設等に収容された被疑者、被告人又は刑確定者（注1）	○	○	○
① 勾留状、勾引状又は収容状の執行を受けたが、刑事施設等に収容される前の被疑者、被告人又は刑確定者	×	○	○
② 逮捕状により逮捕され、又は緊急逮捕されて（逮捕状の発付後）、刑事施設等に留置される前の被疑者、留置中の被疑者	×	○	○
③ 勾引状の執行を受けた証人	×	○	○
④ 更生保護法の引致状の執行を受けたが、刑事施設等に留置される前の者	×	○	○
⑤ 少年法の同行状の執行を受けたが、少年院又は少年鑑別所に収容される前の者	×	○	○
⑥ 現行犯人逮捕され、又は緊急逮捕されて（逮捕状の発付前）、刑事施設等に留置される前の被疑者、留置中の被疑者	×	×	○
⑦ 更生保護法の規定により刑事施設等に留置中の者	×	×	○
⑧ 少年法の規定により保護処分として少年院に収容中の少年や観護措置として少年鑑別所に収容中の少年（注2）	×	×	○

※ 本資料は、大コンメンタール刑法〔第三版〕第6巻277～282頁・291～293頁・307～310頁及び条解刑法〔第3版〕301～302頁・305頁・308頁を基に、法務省刑事局においてまとめたものである。

（注1）法廷等の秩序の維持に関する法律の規定により監置に処せられて監置場に留置されている者も、単純逃走罪の主体に含まれるとされている。

（注2）少年院等への収容の根拠が保護処分であること等を理由に、被拘禁者奪取罪の客体に当たらないとする見解もある。